

## 酪農家・肉用牛農家はじめ牛を管理している方へ

### 既存牛の再届出について

#### 1. 再届出の目的と内容

- (1) 本年6月に、牛肉の安全性に対する信頼確保などを目的として、「**牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法**」(通称「牛肉トレサ法」)が成立・公布され、**12月1日から施行**されることになりました。
- (2) これに伴い、**本年12月1日に牛を管理している「管理者」の方は、管理しているすべての牛について、届出を行う必要**があります。
- (3) この届出により、**本法律の施行前に生まれた牛についても、その個体識別番号が、法律に基づくものとして位置づけ**られます。
- (4) また、この届出の確実な実施により、これまで取り組んでいただいていたエラー修正と相まって、**(独)家畜改良センターのデータベースに残っているエラーが大幅に減少**することになります。
- (5) この届出を、確実に実施することが、本法律に基づく制度の円滑なスタートを図る上で極めて重要です。そのため、地方農政局・地方農政事務所(沖縄県にあっては、沖縄総合事務局。以下同じ。)が、都道府県や農協・関係団体と連携・協力して、管理者の届出を支援します。

#### 2. 再届出の方法

- (1) 地方農政局・地方農政事務所において、**(独)家畜改良センターのデータベースに登録されている情報に基づき、管理者ごとの「既存牛リスト」を作成し、配布**します。
- (2) 管理者の方は、**次ページを参考に、「既存牛リスト」を確認し、加筆・修正**を行って下さい。届出漏れが生じないように十分注意して下さい。(確認後、押印またはサインして下さい。)
- (3) **加筆・修正いただいたリスト(必要により修正内容を証明する書類を添付)を、地方農政局・地方農政事務所が受理した時点で、届出は基本的に終了**します。(既存牛の個体識別番号は、再届出の受理により、基本的に、決定・通知したこととします。)
- (4) その後、**地方農政局・地方農政事務所では、リストの内容を確認しながら、(独)家畜改良センターのデータベース(個体識別台帳)に入力**します。この時点で、出生農家の報告との矛盾が見つかった場合などには、確認・修正していただく場合があります。(また、全国で、すべての牛について処理するため、加筆・修正された内容のデータベースへの反映には時間を要する場合があります。)
- (5) なお、法律上の期限は来年2月末ですが、確実な実施のため、**可能な限り12月末までに届出**を行うようにして下さい。

# 既存牛リストの確認（加筆・修正）の方法

① 平成15年12月1日（午前0時）時点で、実際にいる牛には「○」、いない牛には「×」を記入して下さい。

家畜改良センターのデータベースにおいて、リスト発行日に繋養されている牛の耳標番号と、在庫となっている耳標番号が記載されています。

法律上は、性別のみが必須事項ですが、生年月日、母牛個体識別番号、種別もわかっているものは記入して下さい。

リスト発行日までに家畜改良センターのデータベースに登録されていない内容は、このリストには反映されません。

地方農政局・地方農政事務所の記入用です。

転入日は、今回の届出では修正できません。修正したい場合は、別途、修正の手続きをして下さい。

所属団体名：〇〇農業協同組合	リスト発行日：平成15年11月1日	調査員氏名
管理者氏名：〇〇〇〇	農家コード：9999999999	調査日
管理者住所：東京都千代田区神田神保町〇-〇-〇	電話番号：99-9999-9999	
飼養施設の所在地：東京都千代田区神田神保町〇-〇-〇	FAX番号：99-9999-9999	

※転入日は、参考情報であり修正できません。ただし、個体識別番号から追加する牛については記入して下さい。

② 在庫耳標として記載されている耳標をリストにない牛に装着している場合には、「○」と、生年月日、性別、母牛個体識別番号、牛の種別を記入して下さい。

③ 在庫となっている耳標がある場合には「有」、ない場合は「無」を記入して下さい。

④ リストにない個体識別番号の牛がいる場合には、耳標の個体識別番号を記入した上で、「○」と、生年月日、性別、母牛個体識別番号、牛の種別とともに、転入日を記入して下さい。

⑤ 12月1日から7日までに導入した牛で、前の管理者からの転出が12月1日以降であることが明らかでないものについても、④と同様に記入して下さい。（裏面参照）

⑥ 「不明」となっている場合、性別は必ず記入して下さい。その他もわかっているものは記入して下さい。（種別については証明する書類などを添付して下さい。）

⑦ 生年月日、性別、母牛個体識別番号、牛の種別は、書き直すことで修正できます。ただし、導入した牛については、修正内容を証明する書類などを添付する必要があります。

⑧ 牛の種別が「9：その他」となっている場合には、できるだけ、「8：黒毛和種×褐毛和種」、「10：和牛間交雑種」、「11：肉専用種」、「12：乳用種」のいずれかに修正して下さい。（裏面参照）

⑨ 確認が終わったら、氏名を記入し、押印またはサインして下さい。

No	個体識別番号	存在チェック	生年月日	性別	母牛個体識別番号	牛の種別	転入日(※)	メモ欄
1	12012 7530 3	○	H10/2/12	2:メス	10818 7452 8	1:ホルスタイン種	-	
2	12012 7531 0	○	H10/10/11	2:メス	10818 7458 0	4:黒毛和種	H13/12/1	
3	12012 7532 7	○	不明	不明	不明	不明	H13/12/1	
4	12012 7533 4	○	H11/8/21	2:メス	10818 7463 4	2:ジャージー種	-	
5	12012 7534 1	×	H13/1/1	2:メス	10818 7466 5	1:ホルスタイン種	-	
6	12012 7535 8	○	H13/11/15 18	2:メス	11780 5506 9	1:ホルスタイン種	-	
7	12012 7536 5	○	H13/12/15	2:メス	10818 7474 0	9:その他	-	
8	12012 7537 2	○	H14/9/7	2:メス	11780 5513 7	1:ホルスタイン種	-	
9	12012 7538 9	○	H15/11/20	1:メス	11780 5517 5	3:交雑種	-	
10	12012 7539 6	有						
11	12012 7540 2	無						
④	12345 6789 0	○	H13/11/3	2:メス	09876 5432 1	1:ホルスタイン種	H15/11/25	
⑤	12345 0987 6	○	H13/12/2	2:メス	09876 1234 5	1:ホルスタイン種	H15/12/2	
14								
15	(注) リストに記載されていない耳標がある場合、さらにそれを既に自家生産牛に装着している場合については、裏面を参照下さい。							

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法附則第2条の規定により上記のとおり既存牛の届出をします。  
 (管理者の方へ) 本リストを管内の地方農政局・地方農政事務所が受理することにより、届け出られた既存牛の個体識別番号が本リスト通りに決定・通知したものとします。なお、明示的に個体識別番号の通知が必要な方は、管内の地方農政局・地方農政事務所へその旨をお伝え下さい。

管理者氏名	印
農林太郎	イカリ

## 留意事項

### ○12月1～7日の導入牛について

この間に導入した牛のうち、前の管理者からの転出が12月1日以降であることが明らかでない牛については、既存牛リストに記入して下さい。

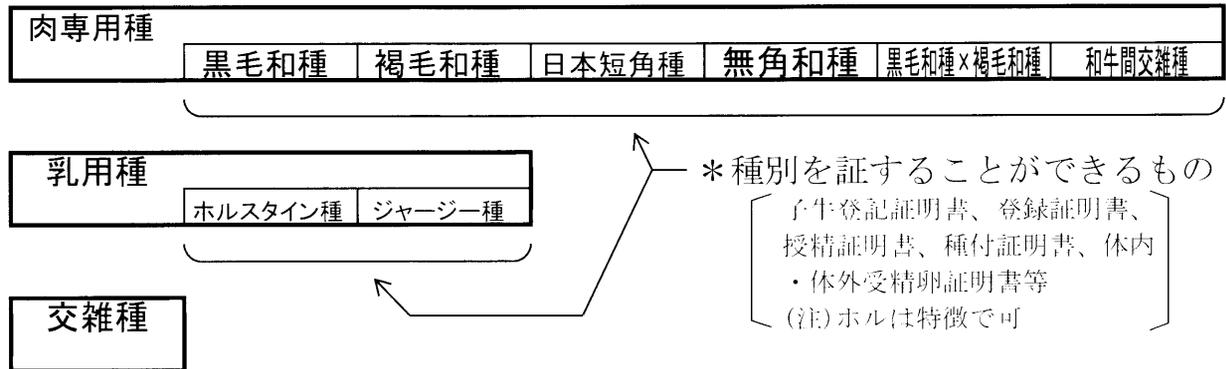
### ○リストに記載されていない耳標について

リストに記載されていない耳標がある場合には、耳標の個体識別番号を記入し、③に準じて「有」と記入して下さい。また、既に自家生産牛に装着している場合には、④に準じて、個体識別番号ほか（転入日を除く）を記入して下さい。（これらについては、本リスト受理後、耳標の配布先などに必要に応じて確認を行います。）

### ○牛の種別について

従来の「品種区分」は、新たに「種別区分」となります。

従来の「品種区分」		新たな「種別区分」
1：ホルスタイン種	→	1：ホルスタイン種
2：ジャージー種	→	2：ジャージー種
3：交雑種（肉専用種×乳用種）	→	3：交雑種（肉専用種×乳用種）
4：黒毛和種	→	4：黒毛和種
5：褐毛和種	→	5：褐毛和種
6：日本短角種	→	6：日本短角種
7：無角和種	→	7：無角和種
9：その他	→	8：黒毛和種×褐毛和種 (既存牛の場合、修正されないとその他のままです。)
	→	10：和牛間交雑種（8以外）
	→	11：肉専用種（4～10以外）
	→	12：乳用種



### 地域のお問い合わせ先

(地域の問い合わせ先が不明な場合)

農林水産省消費・安全局衛生管理課牛トレーサビリティ監視班 03-3502-8111 (内線3211～3213)  
 農林水産省生産局畜産部畜産振興課個体識別システム活用班 03-3502-8111 (内線3917・3918)  
 独立行政法人家畜改良センター個体識別部 0248-25-2618